

●事前照会の方法

<p>照会方法</p>	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。 窓口 明石市役所都市局住宅・建築室建築安全課</p> <p>① 建設予定地に関する調査依頼書 (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p> <p>※①への添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図・配置図 (配置図には基準法上の道路種別、雨水汚水の排水経路記載して下さい) ・ 敷地断面図 (配置図兼用可) ・ 用途地域図 (市HPより印刷、カラーが望ましい) で計画敷地を明示したもの または、市:都市総務課窓口にて購入、印刷した都市計画規制情報図の写し <p>② 建設予定地に関する調査書 (※記載不要=行政が記載の上返送される) × 1部</p> <p>※②への添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設予定地に関する調査依頼書のコピー ・ 付近見取図・配置図 (配置図には基準法上の道路種別、雨水汚水の排水経路記載して下さい) ・ 敷地断面図 (配置図兼用可) <p>③ ※宅地造成工事規制区域内の場合 必要書類あり(下記)</p> <p>④ ※敷地面積が500㎡以上の場合 必要書類あり(下記)</p> <p>⑤ ※用途が「共同住宅、長屋、寄宿舎」である場合 明示事項の指定あり(下記)</p> <p>⑥ ※第42条第2項道路に接する場合 明示事項の指定あり(下記)</p> <p>⑦ 返信用封筒 (ERI申請先支店宛) ※切手を貼ったもの × 1部</p>
<p>事前照会等に 必要な書類</p>	<p>③ 宅地造成工事規制区域内の場合</p> <p>※③への添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅造許可の要否の判断に必要なもの 例) ・造成計画平面図、断面図(切土、盛土高さが分かるもの。敷地断面図と兼用可) ※事前相談済であれば、協議年月日とその旨を明記することで添付不要 <p>④ 敷地面積が500㎡以上の場合</p> <p>※④への添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発許可の要否の判断に必要なもの 例) ・公図 ・ 土地登記簿謄本 ・ 過去に建築物の敷地であったかどうか確認できる図書(建築計画概要書等) ・ 造成部分の求積図 ・ 造成計画平面図、断面図(切土、盛土高さが分かるもの。敷地断面図と兼用可) ※事前相談済であれば、協議年月日とその旨を明記することで添付不要 <p>⑤ 用途が「共同住宅、長屋、寄宿舎」である場合</p> <p>※⑤必要な明示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅の戸数、もしくは長屋の戸数、寄宿舎の個室数 <p>⑥ 第42条第2項道路に接する場合</p> <p>※⑥必要な明示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図に側溝、縁石、門扉や塀などを明示 ・ 敷地断面図に道路部分(対岸も含め)を明示 ・ 現況幅員、道路中心線、後退後の道路境界線および幅員 ・ 現況幅員が4m以上の場合は後退済かどうかを明記
<p>③～⑥に該当 する場合</p>	<p>■ ②がERIへ郵送で届く</p>
<p>行政からの 回答方法</p>	<p>② の建設予定地に関する調査書+添付図書 × 1部</p>
<p>行政からの 回答書類</p>	<p>※ ③④に関するご不明点は明石市役所都市局住宅・建築室開発審査課へ、⑤⑥は建築安全課 建築審査係へお問い合わせください。</p> <p>※ 照会方法はERI各支店から送付可</p>
<p>備考</p>	

●事前照会の方法

照会方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。 窓口 芦屋市役所都市建設部建築指導課</p>																
事前照会等に 必要な書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 230 927 277">① 建設予定地に関する調査依頼書</td> <td data-bbox="927 230 1278 277">(※太枠内は申請者が記載)</td> <td data-bbox="1278 230 1374 277">×</td> <td data-bbox="1374 230 1517 277">1部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 277 927 324">② 建設予定地に関する調査書の送付について(FAX送信表)</td> <td data-bbox="927 277 1278 324"></td> <td data-bbox="1278 277 1374 324">×</td> <td data-bbox="1374 277 1517 324">1部</td> </tr> </table>	① 建設予定地に関する調査依頼書	(※太枠内は申請者が記載)	×	1部	② 建設予定地に関する調査書の送付について(FAX送信表)		×	1部								
① 建設予定地に関する調査依頼書	(※太枠内は申請者が記載)	×	1部														
② 建設予定地に関する調査書の送付について(FAX送信表)		×	1部														
行政からの 回答方法	<p>■ ①②③ERIへFAXで届く ■ ④は申請者(代理者)が行政の窓口で受取り</p>																
行政からの 回答書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 712 1070 759">① 建設予定地に関する調査書の送付について(FAX送信表)</td> <td data-bbox="1070 712 1246 759">※ERIへ届く</td> <td data-bbox="1246 712 1374 759">×</td> <td data-bbox="1374 712 1517 759">1部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 759 1070 806">② 建設予定地に関する調査依頼書の写し</td> <td data-bbox="1070 759 1246 806">※ERIへ届く</td> <td data-bbox="1246 759 1374 806">×</td> <td data-bbox="1374 759 1517 806">1部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 806 1070 853">③ 建設予定地に関する調査書(様式第2号)</td> <td data-bbox="1070 806 1246 853">※ERIへ届く</td> <td data-bbox="1246 806 1374 853">×</td> <td data-bbox="1374 806 1517 853">1部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 853 1070 902">④ 建設予定地に関する調査書(様式第3号)</td> <td data-bbox="1070 853 1246 902">※申請者(代理者)が行政で受取り</td> <td data-bbox="1246 853 1374 902">×</td> <td data-bbox="1374 853 1517 902">1部</td> </tr> </table>	① 建設予定地に関する調査書の送付について(FAX送信表)	※ERIへ届く	×	1部	② 建設予定地に関する調査依頼書の写し	※ERIへ届く	×	1部	③ 建設予定地に関する調査書(様式第2号)	※ERIへ届く	×	1部	④ 建設予定地に関する調査書(様式第3号)	※申請者(代理者)が行政で受取り	×	1部
① 建設予定地に関する調査書の送付について(FAX送信表)	※ERIへ届く	×	1部														
② 建設予定地に関する調査依頼書の写し	※ERIへ届く	×	1部														
③ 建設予定地に関する調査書(様式第2号)	※ERIへ届く	×	1部														
④ 建設予定地に関する調査書(様式第3号)	※申請者(代理者)が行政で受取り	×	1部														
備考	<p>※ 令和2年3月31日受付分までは③+添付図面が郵送でERIに届きます。</p>																

●事前照会の方法

照会方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。 窓口 尼崎市役所都市計画部開発指導課</p>
事前照会等に 必要な書類	<p>① <u>建設予定地に関する調査依頼書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部 ※①への添付図書 ・ 付近見取図・配置図</p> <p>② <u>建設予定地に関する調査書</u> (※記載不要=行政が記載の上返送される) × 1部 ※②への添付図書 ・ 付近見取図・配置図</p> <p>③ 返信用封筒 (ERI申請先支店宛) ※切手を貼ったもの × 1部</p>
行政からの 回答方法	<p>■ ②がERIへ郵送で届く</p>
行政からの 回答書類	<p>② の建設予定地に関する調査書+添付図書 × 1部</p>
備考	

●事前照会の方法

照会方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。 窓口 猪名川町役場まちづくり部都市政策課</p>
事前照会等に 必要な書類	<p>① <u>建設予定地に関する調査依頼書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p>
	<p>※①への添付図書 ・ 付近見取・配置・平面・立面</p>
	<p>② <u>建設予定地に関する調査書</u> (※記載不要＝行政が記載の上返送される) × 1部</p>
	<p>※②への添付図書 ・ 付近見取・配置・平面・立面</p>
	<p>③ <u>建設予定地に関する調査発行通知書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p>
行政からの 回答方法	<p>■ ②がERIへ郵送で届く ■ ③が申請者又は代理者へ郵送で届く</p>
行政からの 回答書類	<p>② の建設予定地に関する調査書＋添付図書※ERIへ届く × 1部</p> <p>③ の建設予定地に関する調査書発行通知書※申請者又は代理者へ届く × 1部</p>
備考	

●事前照会の方法

照会方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。 窓口 川西市役所都市政策部建築指導課</p>
事前照会等に 必要な書類	<p>① <u>建設予定地に関する調査依頼書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p> <hr/> <p>※①への添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図・配置図 ・ 立面図 <p>② <u>建設予定地に関する調査書</u> (※記載不要＝行政が記載の上返送される) × 1部</p> <hr/> <p>※②への添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図・配置図 ・ 立面図 <p>③ <u>建設予定地に関する調査書発行通知書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p> <hr/> <p>④ 返信用封筒 (ERI申請先支店宛) ※切手を貼ったもの × 1部</p> <hr/> <p>⑤ 返信用封筒 (申請者用又は代理者宛) ※切手を貼ったもの × 1部</p>
行政からの 回答方法	<p>■ ②がERIへ郵送で届く ■ ③が申請者又は代理者へ郵送で届く</p>
行政からの 回答書類	<p>② の建設予定地に関する調査書+添付図書 ※ ERIへ届く × 1部</p> <hr/> <p>③ の建設予定地に関する調査書発行通知書 ※申請者又は代理者へ届く × 1部</p>
備考	

●事前照会の方法

照会方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。 窓口 三田市 まちの再生部 都市政策室 審査指導課</p>
事前照会等に 必要な書類	<p>① <u>建設予定地に関する調査依頼書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部 ※必ず調査依頼書右上の(申請先: 支店)欄に確認申請提出先支店名を記載してください。 ※①の添付図書 ・ 付近見取図・配置図 ・ 立面図</p> <p>② <u>建設予定地に関する調査書</u> (※記載不要=行政が記載の上返送される) × 1部 ※②の添付図書 (報告をメールで受理する場合は添付不要) ・ 付近見取図・配置図 ・ 立面図</p> <p>③ <u>建設予定地に関する調査書発行通知書</u> (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p> <p>④ <u>特殊建築物等概要書(三田市建築基準法施行細則第2条で必要となる場合)</u> × 1部</p> <p>⑤ 返信用封筒(ERI宛) ※切手を貼ったもの ※ERIで支給 × 1部 ※②をメールで受理する場合は添付不要</p> <p>⑥ 返信用封筒(申請者用又は代理者宛) ※切手を貼ったもの ※申請者で用意 × 1部 ※③をメールで受理する場合は添付不要</p>
行政からの 回答方法	<p>■ ②がERIへ届く (郵送またはメール)</p> <p>■ ③が申請者又は代理者へ届く (郵送またはメール)</p> <p>(調査依頼書提出の際に「※指定確認検査機関経由」を選んだ場合は、③がERI神戸支店にメールで届きます。 神戸支店以外にご申請の場合は、申請先支店に転送します。申請先支店にご確認ください。)</p>
行政からの 回答書類	<p>② の建設予定地に関する調査書+添付図書 × 1部</p> <p>③ の建設予定地に関する調査書発行通知書 × 1部</p> <p>※行政からの回答方法をご参照ください。</p>
備考	

●事前照会の方法

照会(届出)方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。窓口 宝塚市役所都市整備部都市整備室開発指導課</p>
事前照会等に 必要な書類	<p>① <u>開発構想届け(2ページ)</u> (※太枠内は申請者が記載下さい) × 2部</p> <p>※①の添付図書 http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shisaku/1000144/1000383.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図 ・ 開発構想の概要を示す図書(配置図又は土地利用図計画図など) ・ 開発事業区域が、宅地造成規制区域内にあつては、土地の断面図 <p>② 返信用封筒 (ERI申請先支店宛) ※切手を貼ったもの × 1部</p> <p>③ 返信用封筒 (申請者用又は代理者宛) ※切手を貼ったもの × 1部</p>
行政からの 回答(通知)方法	<p>■ ERIへ郵送で届く ■ 申請者又は代理者へ郵送で届く</p>
行政からの 回答(通知)書類	<p>■ 開発事業区域に関する通知書+①の1部 × 1部</p>
備考	

●事前照会の方法

照会方法	<p>■ 申請者が直接行政へ持参提出下さい。窓口 西宮市役所都市局建築・開発指導部開発指導課</p>
事前照会等に 必要な書類	<p>① 建設予定地に関する調査依頼書 (※太枠内は申請者が記載) × 1部</p> <hr/> <p>※①の添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図・配置図 ・ 立面図
行政からの 回答方法	<p>■ ERIへFAXで届く</p>
行政からの 回答書類	<p>① 建設予定地に関する調査依頼書 ※ERIへ届く × 1部</p> <hr/> <p>② 建設予定地に関する調査書 ※ERIへ届く × 1部</p>
備考	